



国保ニュース(第102号)平成29年8月1日発行
 発行所 建設連合国民健康保険組合
 連絡先 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11西新橋光和ビル6階
 TEL03-3504-1241 FAX03-3504-1243
 ☎0120-76-1241(8:45~17:30/土日祝日、年末年始除く)
 URL: <http://www.kr-kokuho.or.jp>

高額療養費制度及び 入院時生活療養費が変わります

改正ポイント

平成29年8月から

・70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります。

平成29年10月から

・65歳以上の医療療養病床に入院する方の居住費の負担額が変わります。

平成29年8月から70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります。

- 1 現役並み所得世帯 ● 外来(個人)の自己負担限度額が44,400円→57,600円
- 2 一般所得世帯 ● 外来(個人)の自己負担限度額が12,000円→14,000円
 (新たに自己負担額の年間(平成29年8月1日から平成30年7月31日までの間)の合計額144,000円を設置)
 ● 入院を含む世帯合算の自己負担限度額が44,400円→57,600円
 (新たに多数該当44,400円を設置)

現行

	自己負担限度額	
	外来(個人)	世帯合算
現役並み所得世帯 (課税所得 145万円以上)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数該当44,400円)
一般所得世帯 (課税所得 145万円未満)	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

改正後(平成29年8月~平成30年7月)

	自己負担限度額	
	外来(個人)	世帯合算
現役並み所得世帯 (課税所得 145万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数該当44,400円)
一般所得世帯 (課税所得 145万円未満)	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (多数該当44,400円)
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

平成29年10月から入院時生活療養標準負担額のうち、居住費の負担額が変わります。

65歳以上の医療療養病床に入院する方の入院時生活療養標準負担額のうち、居住費にかかる部分について引き上げられます。

現行

65歳以上医療療養病床	負担額
医療区分I (Ⅱ、Ⅲ以外の者)	320円/日
医療区分Ⅱ、Ⅲ (医療の必要性の高い者)	0円/日
難病患者	

改正後(平成29年10月~)

65歳以上医療療養病床	負担額
医療区分I (Ⅱ、Ⅲ以外の者)	370円/日
医療区分Ⅱ、Ⅲ (医療の必要性の高い者)	200円/日
難病患者	0円/日